

長崎県告示第 325 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第 8 項の規定において準用する同条第 6 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 31 日付け長崎県告示第 256 号により公示した長崎県南部海区漁場計画の一部を変更したので、漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 24 条各号に掲げる事項、漁業の免許予定日及びその申請期間を次のとおり公示する。

令和 6 年 5 月 31 日

長崎県知事 大石 賢吾

第 1 長崎県南部海区漁場計画の変更の内容

1 漁業権に関する事項

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 漁場計画番号 | 別表のとおり |
| (2) 漁場の位置 | 別表のとおり |
| (3) 漁場の区域 | 別表のとおり ただし、河川と海面における漁場との境界については、特に定めのないものは、海面から第 1 番目の橋梁（この告示後に新設された橋梁は含まない。）の下流端とする。 |
| (4) 漁業種類及び漁業の名称 | 別表のとおり |
| (5) 漁業時期 | 別表のとおり |
| (6) 存続期間 | 別表のとおり |
| (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別表のとおり |
| (8) 関係地区 | 別表のとおり |
| (9) 条件 | 別表のとおり |

2 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし

第 2 漁業法施行規則第 24 条各号に掲げる事項

1 長崎県南部海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

長崎県南部海区漁場計画の変更（案）について、変更して差し支えないとの意見であったため、長崎県南部海区漁場計画の一部を変更することとした。

2 漁場の図面 別添のとおり

第 3 変更後の長崎県南部海区漁場計画の南区計第 2509 号から第 2511 号及び第 1501 号に係る免許予定日及び申請期間

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 1 漁業の免許予定日 | 令和 6 年 9 月 1 日 |
| 2 申請期間 | 令和 6 年 5 月 31 日から令和 6 年 7 月 12 日まで |

第 4 その他

- 1 この公示の別表及び別添は、長崎県水産部漁業振興課ホームページで公開する。

[ホームページアドレス]

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/suisangho/gyogyo-tyosei/>